

## 後期高齢者医療保険料軽減特例の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料（均等割）に係る軽減特例については、「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部）において、均等割の軽減特例（9割軽減および8.5割軽減）の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされていた。

今般、下記のとおり見直しが行われることとなった。

### 記

## 1 政府予算案の見直し内容（別紙のとおり）

### (1) 9割軽減

介護保険料の軽減強化や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、平成31年10月から本則の7割軽減とする。

### (2) 8.5割軽減

介護保険料の軽減強化に合わせて、平成31年10月から本則の7割軽減とする。  
ただし、年金生活者支援給付金等のない低所得者であることに鑑み、1年間、8.5割軽減を継続し、本則の差を補てんする。

## 2 条例上の見直し内容（下図参照）

### (1) 9割軽減

平成31年度当初から通年で8割軽減とし、平成32年度から本則（7割軽減）とする。

### (2) 8.5割軽減

平成32年度当初から通年で7.75割軽減とし、平成33年度から本則（7割軽減）とする。

### 軽減特例の見直し年度別の内容

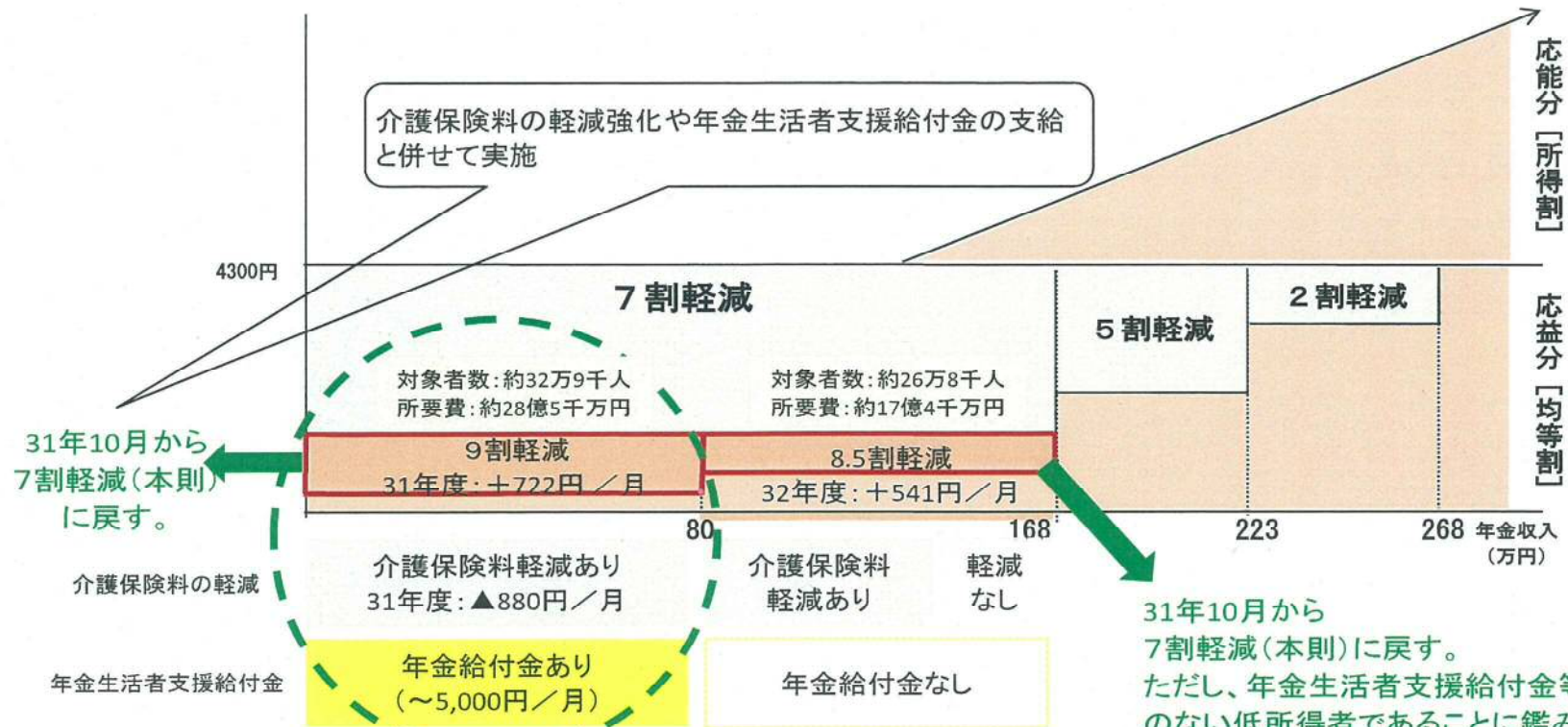
区分	現行	平成31年度	平成32年度	平成33年度
年金収入80万円以下	9割軽減	8割軽減	7割軽減（本則）	
年金収入168万円以下	8.5割軽減	8.5割軽減	7.75割軽減	7割軽減（本則）

## 75歳以上高齢者の医療保険料軽減特例の見直しについて

<均等割軽減見直しについてのこれまでの経緯>

「今後の社会保障改革の実施について」(平成28年12月22日 社会保障制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)決定)

(2)均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとする。



※保険料額は、東京都の平成30・31年度の保険料率により算出  
※数値については、平成30年12月異動賦課時点でのデータ